

第5編 犯罪被害者

1 統計上の犯罪被害

人（法人その他の団体を除く。）が被害者となった一般刑法犯（道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を除く。）の認知件数及びその被害発生率は、ともに平成15年以降減少・低下している。18年の被害発生率は、女子と比較して、男子の方が900ポイント以上高かった。

平成18年において生命・身体に被害をもたらした一般刑法犯の被害者数は、4万3,160人であり、その内訳は、死亡者1,284人、重傷者3,046人、軽傷者3万8,830人であった。18年の財産犯の認知件数は、171万8,748件、同年の財産犯の被害総額は、約2,458.4億円であり、窃盗によるものが被害総額全体の67.8%を占め、次いで、詐欺によるものが24.9%、横領によるものが5.3%であった。現金被害額を見ると、16年に詐欺によるものが急増し、18年は現金被害総額の51.5%を占めている。

13歳未満の子供が被害者となった刑法犯の被害者数は、暴行及び傷害において近年増加傾向にある。このうち、平成18年の各罪名（強姦を除く。）の被害者数に占める女子の比率を見ると、強制わいせつが89.8%と最も高く、次いで、略取誘拐・人身売買（69.8%）、暴行（50.9%）の順であった。

平成18年の児童虐待に係る事件の加害者は、父親等が66.3%と高いが、殺人及び保護責任者遺棄では、母親等によるものがそれぞれ69.4%、70.4%と高い。

2 刑事司法における被害者への配慮

(1) 検察審査会

平成18年における検察審査会の事件処理人員は、2,795人であり、このうち起訴相当・不起訴不当の議決がなされたのは、124人であった。

起訴相当・不起訴不当の議決がなされた事件について、平成18年の措置済み人員は146人であり、このうち起訴された者は49人であった。

(2) 被害者等通知制度

平成18年においては、被害者等に対し、事件の処理結果について延べ3万2,067件、公判期日について延べ2万110件、裁判結果について延べ2万8,022件、受刑者の釈放について延べ2,290件の通知がなされた。

(3) 少年審判段階における被害者への配慮の充実

平成18年においては、被害者等の申出により、594人が非行事実に係る事件記録の閲覧・謄写を認められ、156人が意見を聴取され、717人が審判結果等を通知された。